

茂原市奨学資金貸付制度の手引き

令和7年4月



茂原市教育委員会 教育部 教育総務課（9階）

〒297-8511 茂原市道表1番地

電話：0475（20）1557（直通）

FAX：0475（20）1607

メール：k-soumu1@city.mobara.chiba.jp

1 本制度の目的

茂原市奨学資金貸付制度は、茂原市奨学資金貸付条例（昭和 48 年茂原市条例第 8 号）に基づき、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 9 章に規定する大学（大学院を除く。以下同じ。）、法第 10 章に規定する高等専門学校（第 4 学年及び第 5 学年並びに専攻科に限る。以下同じ。）又は法第 11 章に規定する専修学校（専門課程に限る。以下同じ。）に入学が決定し、又は在学する者で経済的理由により学資の支弁が困難と認められる者に対し、予算の範囲内において修学上必要な学資を貸し付けることにより、修学を容易にし、有為な人材を育成することを目的としています。

2 貸付限度額

奨学資金の種類は、修学費及び就学支度費とし、奨学資金の額は、次の範囲内で定める額とします。

区分\種類	修学費	就学支度費（入学時のみ）
大学	月額 5 万円以内	15 万円以内
高等専門学校		
専修学校		

3 貸付けについての留意点

① 貸付期間等

（１）貸付期間は、奨学資金貸付決定通知書により定められた月から２の「貸付限度額」の表の区分欄に掲げるいずれかの学校の正規の修学期間を終了する月までとします。

（２）茂原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）で２の「貸付限度額」の表の区分欄に掲げる学校のいずれかの区分欄で貸付けした者には、再度の貸付けは行いません。

ただし、次の場合は再申請により審査をした上で、他の区分での貸付けができるものとします。その他については、教育委員会にご確認ください。

※貸付けを受けられる期間は色付きの部分です。

例１）短期大学２年を卒業後、４年制大学３年次に編入した場合

短１年	短２年		
大１年	大２年	大３年	大４年

例２）高等専門学校を卒業後、４年制大学３年次に編入した場合

高専１年	高専２年	高専３年	高専４年	高専５年
大１年	大２年	大３年	大４年	

例３）専修学校（専門課程）２年を卒業後、４年制大学３年次に編入した場合

専１年	専２年		
大１年	大２年	大３年	大４年

(3) 貸付期間中に連帯保証人となっている保護者が市外に転出したときは、貸付けを取消します。

(4) 留年、同一学校内での転学部（科）又は昼夜変更、転学（編入学）したときは、貸付期間に変更が生じることがありますので、速やかに教育委員会まで連絡してください。手続きに必要な書類等の説明をいたします。

② 奨学資金の振込みと受領書の提出

(1) 奨学資金は、新規貸付者へ4月（上半期分）と9月（下半期分）の末日までに、継続貸付者へ5月（上半期分）と9月（下半期分）の末日までに、6か月分ずつを貸付審査の際に届出のあった茂原市指定金融機関である千葉銀行各支店口座（ただし、インターネット支店、海外支店等を除く）に振込みます。

(2) 奨学生は、奨学資金を受領したときは、奨学資金受領書をその都度教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出してください。

なお、教育委員会が定める期日までに提出がないときは、貸付けを行いません。

③ 現況報告書の提出

奨学資金の貸付けを受けている間は、毎年4月1日現在の状況について、現況報告書を教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出してください。

なお、教育委員会が定める期日までに提出がないときは、貸付けを行いません。

④ 貸付けの停止

休学若しくは長期欠席したとき又は停学の処分を受けたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から当該事由がなくなった日の属する月の分まで貸付けは行いませんので、速やかに教育委員会まで連絡してください。手続きに必要な書類等の説明をいたします。

4 返済についての留意点

① 借用証書の提出

奨学資金の貸付けが終了したときは、奨学資金借用証書と返済プラン表を教育委員会が定める期日までに遅滞なく提出してください。

② 返済の方法等

(1) 奨学資金の貸付けが終了した月の6か月後から在学中貸付けを受けた月数の3倍に相当する期間内に借り受けた奨学資金の全額を月賦又は半年賦での均等払い、又は一括で返済してください。

(2) 全額又は一部を繰り上げて返済することができますので、早期返済を希望される方は、教育委員会までご連絡ください。

- (3) 貸付けと同様、千葉銀行各支店口座（ただし、インターネット支店、海外支店等を除く）を使用し、口座振替により返済していただきます。
- (4) 返済の初年度は、10月から始まります。月賦で返済をご希望の方は毎月、半年賦で返済をご希望の方は毎年4月と10月に指定の口座から返済していただきます。

③ 督促・催告・延滞利子

- (1) 返済期日までに返済がなかった場合は、教育委員会は督促・催告を行い、なお教育委員会が定める期日までに納付がないときは、教育委員会は法的回収手続きを行います。
- (2) 奨学資金には利子は付きませんが（無利子）、返済期日までに返済がなかった場合は、その納期の翌日から納付の日までの期間に応じ、茂原市延滞金徴収条例（昭和47年茂原市条例第52号）の規定により計算した延滞金額を加算して納付していただきます。

令和7年の延滞金の利率

- | | |
|----------------------------------|-----------|
| ・ 納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間 | ・・・ 年2.4% |
| ・ 納期限の翌日から1月を経過する日の翌日以降納付の日までの期間 | ・・・ 年8.7% |

- (3) 返済が著しく困難な場合は、必ず教育委員会までご相談ください。

④ 返済の猶予

借受人が、次の各号の一に該当するときは、申請により返済を猶予することができます。

- (1) 大学、大学院、高等専門学校又は専修学校に在学するとき。

- (2) 災害又は傷病により返済が著しく困難になったとき。

返済猶予の期間は、(1)に該当するときは在学期間とし、(2)に該当するときは1年以内となります。

奨学資金返済猶予申請書（第14号様式）を教育委員会に提出してください。審査の上、返済猶予の可否を決定します。

なお、返済猶予後の返済開始時期は、返済猶予の最終月の翌月からとなります。

⑤ 返済の免除

奨学生又は借受人が奨学資金返済完了前に死亡したとき、又は心身に著しい障害を有することとなったときは、奨学資金返済免除申請書（第15号様式）を教育委員会に提出してください。

連帯保証人の収入状況等を審査した上で、返済未済額の全部又は一部の返済を免除できる場合があります。

⑥ 完了通知書の送付

返済が終了しますと、償還完了通知書を送付いたします。

5 届出に関わる事項

① 届出の義務

奨学生又は借受人は、次の各号の一に該当するに至ったときは、必要書類を添付して直ちに教育委員会に届け出てください。

- (1) 奨学資金の貸付けを辞退しようとするとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 停学の処分を受けたとき。
- (4) 休学したとき。
- (5) 長期欠席（引き続き1月以上の欠席をいう。）したとき。
- (6) 転学したとき。
- (7) 氏名、住所その他重要な事項に変更のあったとき。
- (8) (3)、(4)、(5)の届出をした者で、当該各号の事由がなくなったとき。
- (9) 連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項を変更したとき。
- (10) 連帯保証人を変更したとき。

【連帯保証人の条件】※すべてを満たしていること。

- ① 奨学資金の債務を弁済する能力を有し、身元が確実で独立の生計を営む成年者であること。
- ② 市町村民税等を滞納していないこと。
- ③ 生活保護を受けていないこと。
- ④ 債務整理中（破産等）でないこと。
- ⑤ 1人は、申請者の保護者であること。
- ⑥ 1人は、⑤の保護者とは別世帯で、次のaからeを満たす申請者の2親等以内（父母・祖父母・兄弟姉妹・兄弟姉妹の配偶者）の者でないこと。
 - a. 返済完了時まで保証能力（返済能力）を有する者で、申請時において概ね65歳以下の者
 - b. 市町村民税が非課税でないこと。
 - c. 現在、茂原市奨学資金について貸付中の奨学生又は返済中の借受人の連帯保証人でないこと。
 - d. 申請者の配偶者（婚約者を含む。）でないこと。
 - e. 原則として千葉県内に住所を有すること。
- ⑦ 兄弟姉妹で貸付けの申請をする場合（すでに1人が貸付を受けている場合も含む。）は、保護者以外の連帯保証人は、兄弟姉妹でそれぞれ別の方にしてください。同一人物をそれぞれの連帯保証人にした場合、奨学生として認められるのは1人のみとなります。

② 死亡の届出

奨学生又は借受人が死亡したときは、連帯保証人は奨学生・借受人死亡届を直ちに教育委員会に届け出てください。

奨学資金貸付決定から返済終了までの届出様式一覧

※添付書類は、各申請様式に記載してありますが、詳しくは教育委員会にご確認ください。

1 貸付けの期間

事由	提出書類
・貸付けが決定したとき	誓約書 (第3号様式)
・奨学資金を受領したとき	奨学資金受領書 (第3号の2様式)
・貸付けを辞退しようとするとき ・退学したとき ・停学の処分を受けたとき ・休学したとき ・長期欠席（引き続き1月以上の欠席をいう。）したとき ・転学したとき ・氏名、住所その他重要な事項を変更したとき	奨学生・借受人異動届 (第4号様式)
・復学したとき	復学届 (第11号様式)
・貸付額を変更したいとき（※月額5万円以内）	奨学資金貸付額変更申請書 (第12号の2様式)
・貸付けを終了したとき	奨学資金借用証書 (第13号様式)

2 貸付けから返済までの期間

事由	提出書類
・借受人の氏名、住所その他重要な事項を変更したとき	奨学生・借受人異動届 (第4号様式)
・連帯保証人を変更したとき	連帯保証人変更届 (第20号様式)
・連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項を変更したとき	連帯保証人氏名等変更届 (第21号様式)
・奨学生又は借受人が死亡したとき	奨学生・借受人死亡届 (第22号様式)
・返済の猶予を受けたいとき	奨学資金返済猶予申請書 (第14号様式)
・返済の免除を受けたいとき	奨学資金返済免除申請書 (第15号様式)
・毎年4月1日現在の状況を報告するとき (※継続貸付または返済猶予の対象となるか判断します。)	現況報告書 (第23号様式)

※届出にかかわる様式は、次ページ以後をコピーしてご使用ください。